

チャタレー事件（1953年）

【事件】イギリスの作家D・H・ローレンスの作品『チャタレー夫人の恋人』の翻訳出版が、刑法175条わいせつ物頒布罪（はんぷざい）にあたるかどうか問われた事件。

『チャタレー夫人の恋人』には露骨な性描写があったが、出版社社長も度をこえていることを理解しながら出版した。わいせつ文書に対する規制は憲法21条の表現の自由に反しないか、表現の自由は公共の福祉で制限できるかが論点となった。

【判決】最高裁は、刑法175条は公共の福祉のための制限であり、表現の自由の保障に反しないとし、出版社社長と翻訳者の有罪が確定した。

立川反戦ビラ訴訟

【訴訟】2004年、防衛庁官舎に市民団体の3人が「イラクへの自衛隊派遣反対」のビラを配布したところ、住居侵入罪で逮捕・起訴された事件。

【判決】一審の東京地裁八王子支部は、刑事罰に処するほどの違法性はないとして無罪とした。しかし、二審の東京高裁では逆転有罪となり、最高裁（2008年）で、上告を棄却して有罪が確定した。

第22条【居住・移転及び職業選択の自由， 外国移住及び国籍離脱の自由】

薬局開設の距離制限

【事件】原告は医療品販売の営業許可申請を広島県知事に提出したが、薬事法と、薬事法に基づいて薬局の配置の基準を定めている条例（すでにある店舗から約100mの距離を保つ）に反していることから認められなかった。これを不服として、県を相手に不許可決定の取り消しを求めて訴訟をおこした。

【判決】この距離制限は職業選択の自由（営業の自由）を規定している憲法22条に反するとして争われた。1975年に最高裁が違憲判決を下し、原告の訴えが認められた。